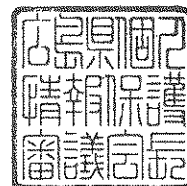


広個人審議第2号
平成29年1月30日

広島県知事様

広島県個人情報保護審議会
会長 横藤 田 誠



個人情報の保護に関する法律及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の改正を踏まえた広島県個人情報保護条例の改正方針について（答申）

平成28年12月19日付け総務第1331号で諮問のこの方針について、次のとおり答申します。

1 個人情報の定義の明確化について

広島県個人情報保護条例（以下「条例」という。）において、個人情報の保護に関する法律（以下「個情法」という。）及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「行個法」という。）に倣い、個人情報の定義を明確化する改正を行うという諮問内容は、適当なものと認める。

2 センシティブ情報（機微情報）について

条例において、収集を原則禁止とするセンシティブ情報を追加し、個情法及び行個法の「要配慮個人情報」の項目と一致させる改正を行うという諮問内容は、適当なものと認める。

なお、実施機関がセンシティブ情報を取り扱う場合には、当審議会への諮問が必要となる場合があることから、改正に係る規定の施行日までに、所要の手続を行うための相当の準備期間を設けるなど、事務の遂行に支障が生じないように配慮すること。

3 事業者に係る規定について

個情法の改正により、事業者の監督権限が個人情報保護委員会に一元化されるが、その体制が不明であり、事業者に対する指導・監督が機動的に行われるのか現段階では不透明であることから、実効性が確保されるか改正法施行後の運用状況を見極めた上で、改めて検討を行うことが適当である。

4 審議会の処理経過

年 月 日	内 容
平成 28 年 12 月 19 日	諮問を受けた。
平成 28 年 12 月 26 日 (第 2 回審議会)	諮問の審議を行った。

5 広島県個人情報保護審議会委員名簿

(五十音順)

氏 名	職 業	備 考
岩 下 智 伸	広島県議会議員	県議会の議員
坂 田 桐 子	広島大学大学院総合科学研究科教授	学識経験を有する者
谷 村 武 士	広島県商工会議所連合会幹事長	事業者を代表する者
平 田 かおり	弁護士	学識経験を有する者
前 田 香 織	広島市立大学大学院情報科学研究科教授	学識経験を有する者
横 藤 田 誠 (会 長)	広島大学大学院社会科学部教授	学識経験を有する者